

岩手県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 久慈市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 久慈都市計画公園事業5・5・2号久慈市総合防災公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 平成27年11月17日岩手県告示902号の事業地のうち久慈市旭町第7地割、源道第13地割並びに夏井町大崎第3地割及び第5地割地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成26年3月25日から平成32年3月31日まで